

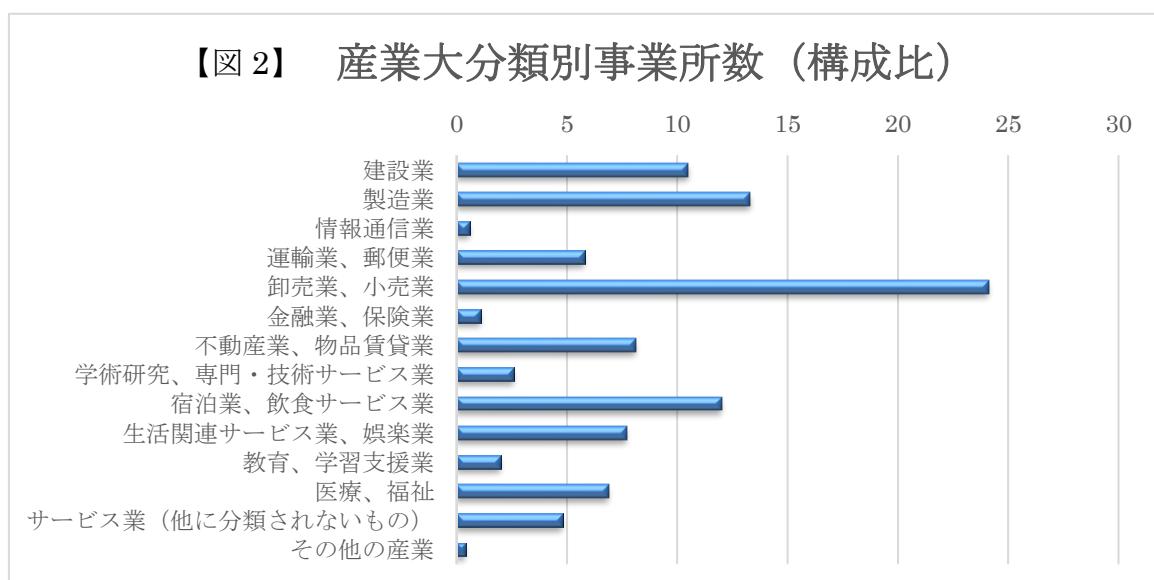
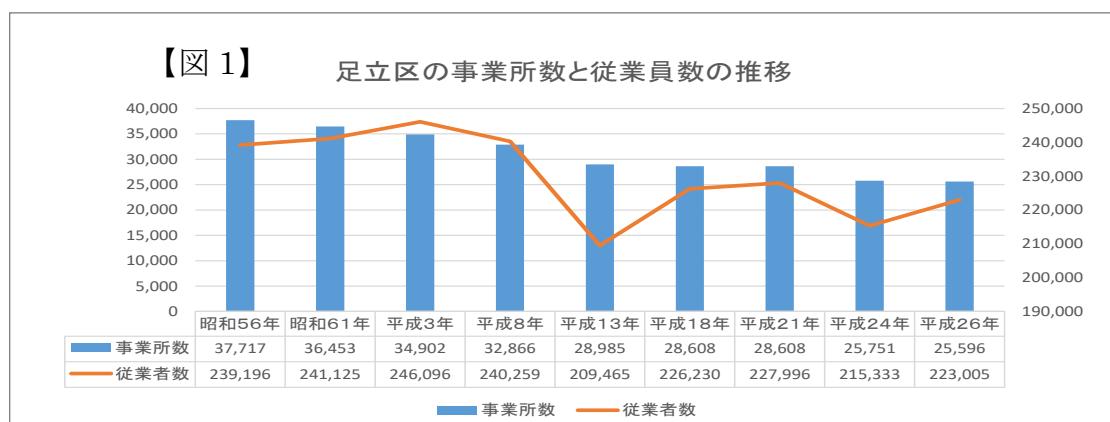
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

足立区の総人口は、平成 30 年 1 月現在で約 68.5 万人であり、高齢化率は平成 29 年現在 24.7% となっている。平成 27 年 9 月に足立区が実施した人口推計によると、人口は当面増加が続くものの、2020 年以降は減少に転じ、2060 年には約 56.3 万人まで減少すると見込んでいる。

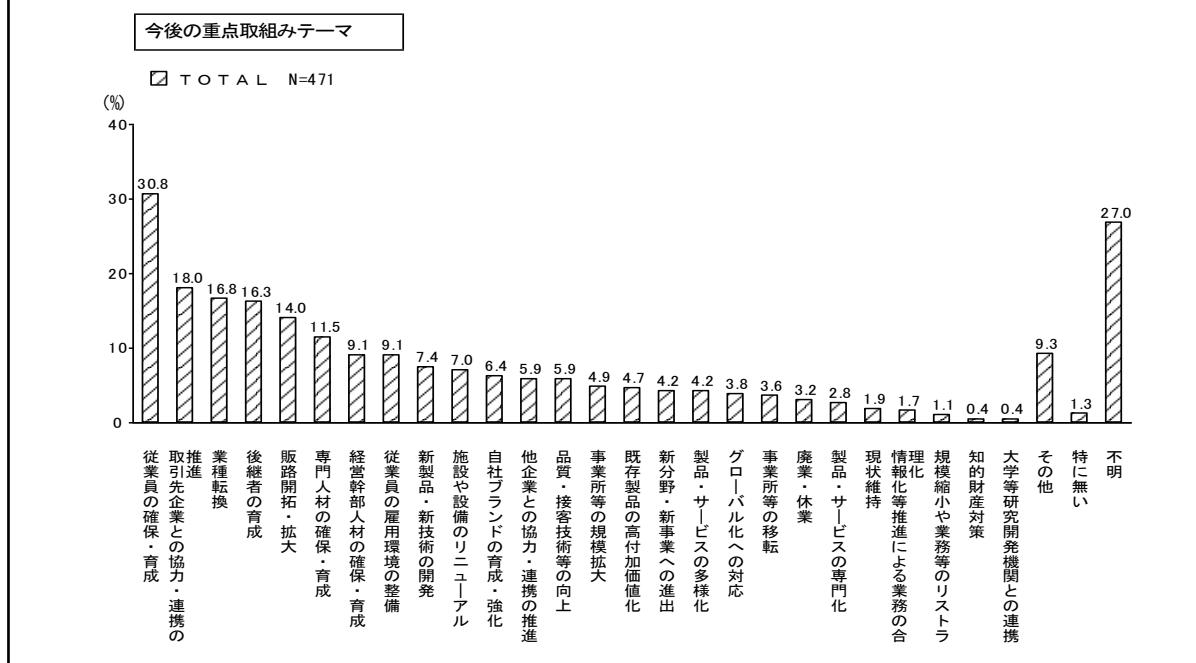
足立区内における事業所数は 25,596 事業所(平成 26 年)であり、平成 21 年度から減少傾向となっている。産業分類別の事業所数構成比は、「卸・小売業」が 24.1% と最も高く、次いで「製造業」13.3%、「宿泊業、飲食サービス業」12.0%、「建設業」10.5% と続いている。また、区内事業所の従業員数(区外在住者含む。)は 223,005 人(平成 26 年)となっており、平成 13 年を底として横ばいで推移している状況である【図 1】【図 2】。



足立区では、2018年から2026年の8年間の計画である「足立区地域経済活性化基本計画」を平成30年度に策定し、「人・企業を支え 仕事・まちを育てる ~つながりが活力を生む~」を足立区が目指すべき姿として位置づけた。

計画策定の際に、区が実施した「産業実態アンケート調査」によると、今後重点的に取り組みたいテーマとして「従業員の確保・育成」と回答した事業者が30%を超えるなど、人手不足に関連する課題に直面している【図3】。

【図3】



また、足立区の産業大分類別特化係数を見てみると、全国を1として比較した場合、労働生産性は「農業、林業」以外の業種は全て1未満となり、労働生産性が低い状態である【図4】。

【図4】

足立区産業大分類別特化係数

	特化係数 (付加価値額)	特化係数 (従業員数)	特化係数 (労働生産性)
建設業	1.82	1.40	0.92
運輸業、郵便業	1.68	1.78	0.67
医療、福祉	1.65	1.22	0.96
サービス業 (他に分類されないもの)	1.40	1.01	0.99
生活関連サービス業、娯楽業	1.20	1.08	0.79
不動産業、物品賃貸業	1.16	1.15	0.71
卸売業、小売業	1.16	1.00	0.82
宿泊業、飲食サービス業	1.19	0.96	0.88
製造業	0.81	0.93	0.62
教育、学習支援業	0.55	0.54	0.72
学術研究、専門・技術サービス業	0.46	0.60	0.54
農業、林業	0.27	0.16	1.21
情報通信業	0.11	0.17	0.45
金融業、保険業	0.06	0.20	0.20
複合サービス事業	0.05	0.08	0.42

特化係数：域内にある産業の比率を全国の同産業の比率と比較したもの。1.0を超えていれば、当該

産業が全国に比べて特化している産業とされる。労働生産性の場合は、全国の当該産業の数値を1としたときの、区の当該産業の数値。

(2) 目標

計画期間中に 400 件(※)の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

「足立区地域経済活性化基本計画」の目指す姿を実現するため、区内企業の事業の高度化・効率化、人手不足などの課題の解消及び競争力の強化を支援していく必要がある。

そのために、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画をもって、中小企業者の先端設備等の導入を促し、区内企業 1 社ごとの課題を解決することで企業の経営力の強化を図るとともに、地域経済全体の活力を高め、にぎわいのあるまちの実現を目指す。

(※)算出根拠 200 件(平成 29 年度経営力向上計画の区内企業認定件数+平成 29 年度 対象設備に対する区制度融資利用実績等)×2 年間=400 件を想定

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

足立区の産業は、「卸売・小売業」、「製造業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「建設業」など多岐にわたっており、ほぼすべての業種で広く生産性の向上を実現する必要がある【図 4】。

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

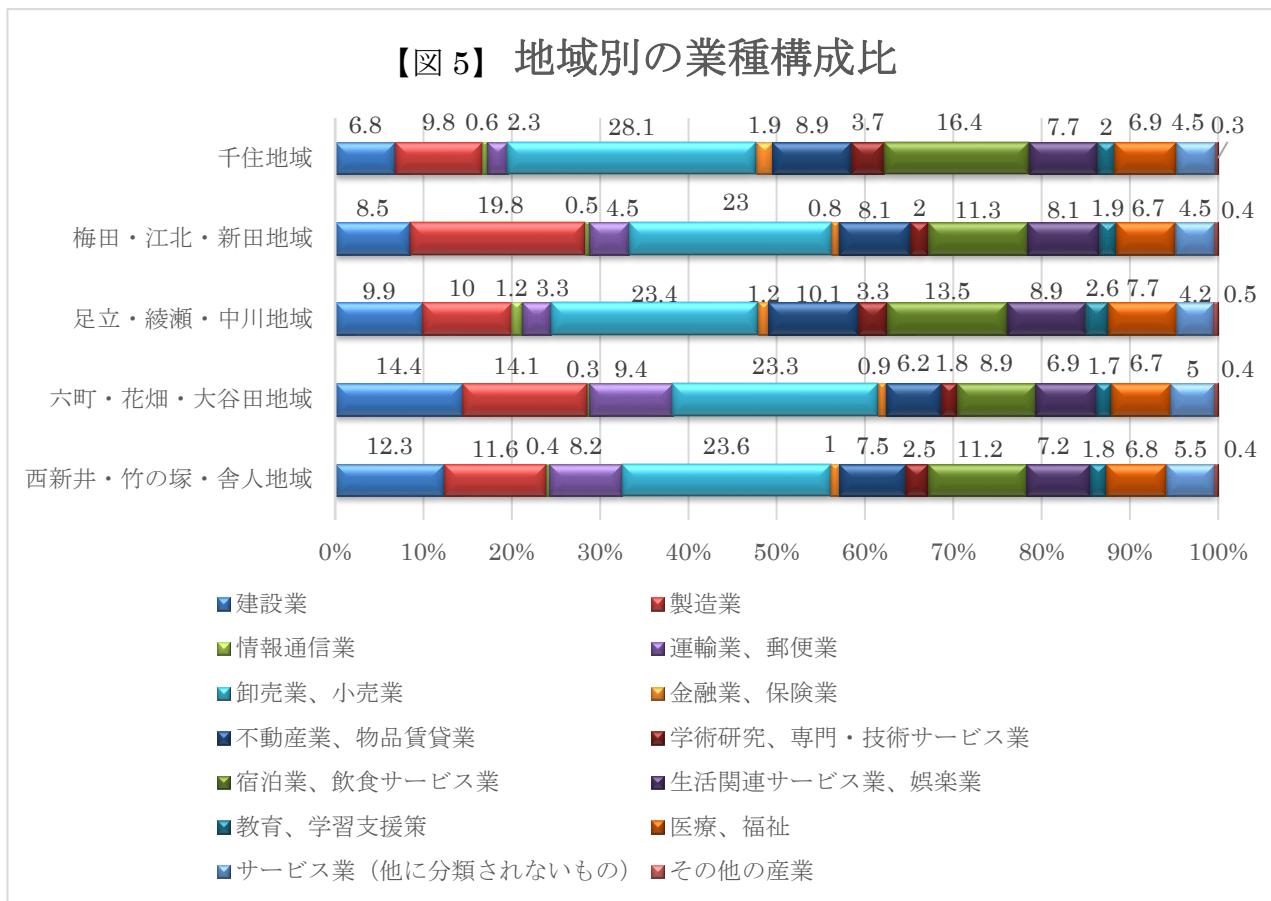
3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、区内全域を対象とする。

平成 26 年経済センサス基礎調査において、足立区を「西新井・竹の塚・舎人地域」、「梅田・江北・新田地域」、「六町・花畠・大谷田地域」、「足立・綾瀬・中川地域」、「千住地域」の 5 つに分類して事業所数の構成比を見ると、大きな偏りはなく、どの地域にも事業所が存在する【図 5】。

そのため、本計画の対象区域は、区内全域を対象とし、地域経済全体の活力を高める。



(2) 対象業種・事業

本計画の対象業種は全業種とし、幅広い事業を対象とする。

足立区の産業は、「卸売・小売業」、「製造業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「建設業」などの多様な業種が区内の経済・雇用を支えており、ほぼすべての業種において広く生産性向上を実現する必要があるため、本計画の対象業種は全業種とする【図2】【図4】。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は多様であるため、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画を開始した月から3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

以下の場合においては、認定の対象としないこととする。

- ・人員削減を目的とした取組を目的として先端設備等導入計画を策定した場合
- ・公序良俗に反する取組を目的として先端設備等導入計画を策定した場合
- ・反社会勢力との関係が認められる場合